

(廃止されています)

昭和49年奈良市条例第43号

## 奈良市住宅新築資金等貸付条例

(目的)

**第1条** この条例は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るため、古市小集落地区改良事業を施行している地域(以下「対象地域」という。)に係る住宅の新築若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付けを行い、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「住宅新築資金」とは、自ら居住する住宅の新築又は購入を行おうとする者に対し貸し付ける資金をいう。

2 この条例において「住宅改修資金」とは、老朽化した住宅又は防災上、衛生上若しくは居住性上劣悪な状態にある住宅で、その改修により耐久性が増し、又は劣悪な状態が改善される見込みのあるものの改修をしようとする者に対し貸し付ける資金をいう。

3 この条例において「宅地取得資金」とは、自ら居住する住宅の用に供するため、土地又は借地権の取得(当該土地又は借地権の目的となつている土地の造成を含む。)を行おうとする者に対し貸し付ける資金をいう。

4 この条例において「住宅新築資金等」とは、住宅新築資金、住宅改修資金又は宅地取得資金をいう。

(貸付対象者)

**第3条** 住宅新築資金の貸付けの対象となる者は、前条第1項に規定する者で次の各号に該当するものとする。

- (1) 対象地域の住民であつて、一定の職業を有し、独立の生計を営んでいるもの
- (2) 他の方法では必要な資金の貸付けを受けることができないと認められる者
- (3) 元利金の償還の見込みが確実であり、かつ、元利金の償還について確実な連帯保証人のある者

2 住宅改修資金の貸付けの対象となる者は、前条第2項に規定する者で次の各号に該当するものとする。

- (1) 対象地域の住民であつて対象地域の改修を行おうとする住宅に6月以上居住している者(居住者がその住宅の所有者でない場合にあつては、所有者の同意を得た者に限る。)で、一

定の職業を有し、独立の生計を営んでいるもの

(2) 前項第2号及び第3号に該当する者

3 宅地取得資金の貸付けの対象となる者は、前条第3項に規定する者で第1項各号に該当するものとする。

(住宅又は土地若しくは借地権に関する基準)

**第4条** 住宅新築資金の貸付けに係る住宅（以下「貸付対象住宅」という。）又は宅地取得資金の貸付けに係る土地若しくは借地権（以下「貸付対象土地」という。）は、本市の区域内に存しなければならない。ただし、特別の事情があるものと市長が認めた場合は、この限りでない。

2 貸付対象住宅又は貸付対象土地の規模は、規則で定める。

(貸付金の限度)

**第5条** 住宅新築資金等の貸付金（以下「貸付金」という。）の金額は、「住宅新築資金等貸付要領（昭和49年9月1日建設省住整発第70号の2）」第3に規定する金額の範囲内で規則で定める。

(貸付金の利率及び償還期限)

**第6条** 貸付金の利率は、年3.5パーセントとする。

2 貸付金の償還期限は、「住宅新築資金等貸付制度要綱（昭和49年9月1日建設省住整発第69号）」第8に規定する償還期限の範囲内で規則で定める。

(貸付金の償還方法)

**第7条** 貸付金の償還は、元利均等月賦償還とする。ただし、未償還金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(貸付金の返還請求)

**第8条** 市長は、貸付金を受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号の一に該当するときは、償還期限前に借受人に対し貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

(2) 貸付金の償還を怠ったとき。

(3) 第10条又は第11条の規定に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(5) 貸付金に係る住宅又は土地若しくは借地権を第11条ただし書の規定による承認を受けて処分したことにより収入があつたとき。

(6) その他正当な理由がなく、貸付条件に違反したとき。

(償還の猶予又は免除)

**第9条** 市長は、次の各号の一に該当する場合において、やむを得ないと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予し、又は免除することができる。

(1) 災害その他特別の事情により借受人が償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難となつたと認められるとき。

(2) 災害その他借受人の責に帰することができない理由により、貸付金に係る住宅が滅失したとき。

(住宅の建設義務)

**第10条** 宅地取得資金の借受人は、その貸付けを受けた日から起算して2年以内に、貸付対象土地において自ら居住する住宅の建設に着手しなければならない。ただし、当該貸付対象土地を含む一団の土地に既に自ら居住する住宅が建設されているとき又は特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(処分の制限)

**第11条** 借受人は、貸付金の償還前において、貸付金に係る住宅又は土地若しくは借地権を貸付金の貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良市住宅改修資金貸付条例の廃止)

2 奈良市住宅改修資金貸付条例（昭和45年奈良市条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(奈良市附属機関設置条例の一部改正)

3 奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(奈良市特別会計条例の一部改正)

4 奈良市特別会計条例（昭和39年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 5 この条例施行の際現に旧条例の規定に基づき貸し付けている住宅改修資金については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和51年3月31日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例第5条の規定は、昭和51年4月1日以降における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用する。

**附 則**（昭和52年9月26日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和53年7月1日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例第5条第1号及び第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以降における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に貸し付けた住宅新築資金等については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和54年9月22日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例第3条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以降における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があつたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（昭和59年3月31日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における住宅新築資金の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申

請があつたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（昭和62年7月6日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があつたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成4年6月29日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があつたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年12月15日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があつたものについては、なお従前の例による。